東彼杵町宅地造成支援事業補助金交付要綱

令和5年1月5日 5東彼杵町告示第2号

(目的)

第 1 条 東彼杵町都市計画区域内への、民間による宅地開発事業を促進することで、町内への移住・定住を推進することを目的に、宅地を開発する者及び土地を提供する者に対し、予算の範囲内で東彼杵町宅地造成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1)分譲用宅地 町内に新たに住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地をいう。
 - (2) 宅地造成 宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第2条第2号 に規定するものをいう。
 - (3) 事業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に 規定する宅地建物取引業者で、町内において住宅分譲の造成事業を行うもの をいう。
 - (4)土地提供者 当該事業者を直接の譲渡人として、事業に係る土地を令和 4年4月1日以降に譲渡した人をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。
 - (1)分譲用宅地造成事業
 - (2) 土地提供事業
 - 2 前項の各事業の内容及び補助金の額等は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第4条 分譲用宅地造成事業における補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に東彼杵町宅地造成支援事業補助金交付申請書(分譲用宅地造成事業分)(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 宅地建物取引業者免許証の写し
- (2) 造成地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 造成地の位置図及び造成計画平面図
- (4) 現況写真
- (5) 農地転用を必要とする場合は、その許可書の写し
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの
- 2 土地提供事業における補助金の交付を受けようとする者は、当該分譲用宅 地造成事業の完了後に東彼杵町宅地造成支援事業補助金交付申請書(土地 提供事業分)(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出 するものとする。
 - (1) 土地売買契約書の写し
 - (2) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、東彼杵町宅地造成支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の変更又は中止等)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者等は、補助対象事業の内容を変更するとき、又は補助対象事業を中止するときは、東彼杵町宅地造成支援事業補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)に、町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、東彼杵町宅地造成支援事業補助金変更・中止承認決定通知書(様式第5号)により、事業者等に通知するものとする。

(実績報告)

- 第7条 分譲用宅地造成事業を実施する事業者は、補助対象事業を完了したときは、完了後1月を経過する日又は年度末のいずれか近い期日までに、東彼杵町宅地造成支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1)竣工図
 - (2) 造成地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (3) 完成写真
 - (4) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の額の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、東彼杵町宅地造成支援事業補助金交付額決定通知書(様式第7号)により事業者等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた事業者等が補助金の交付を請求するとき は、東彼杵町宅地造成支援事業補助金請求書(様式第8号)により、町長に請 求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

- 第10条 町長は、補助金の交付を受けた事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、東彼杵町宅地造成支援事業補助金返還命令書(様式第9号)により、交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。
 - (1) 虚偽の申請によって補助金の交付を受けたとき。
 - (2) その他、町長が不適当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 令和 4 年度に限り、補助対象事業の着手後であっても申請書を町長に提出 することができるものとする。

別表(第4条関係)

ア 分譲用宅地造成事業

事業の内容	補助対象者	補助対象要件	補助金の額等
2 区画以上の分	第三者に販売提	1 東彼杵町都市計画	1区画あたり
譲用宅地開発を	供する分譲地を	区域内における 2 区	50 万円(限度額
目的とした宅地	造成する事業者	画以上の分譲用宅地	500 万円)
開発事業		開発であること	
		2 1区画当たりの面 積が 160 平方メート ル以上であること	
		3 分譲用宅地が開発 後において居住用の 住宅以外の用途にな らないこと	
		4 農地転用を必要と する場合は、農地転用 許可を受けた土地で あること	

イ 土地提供事業

事業の内容	補助対象者	補助対象要件	補助金の額等
分譲用宅地造成 事業へ土地を提 供する事業	分譲用宅地造成 事業への土地提 供者	開発事業者を直接の 譲渡人として、事業に 係る土地を譲渡した 土地所有者であるこ と	土地売買契約 額の 10%以内 (限度額100万 円)